

就学事務システム（就学援助）標準仕様書に関するFAQ

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|---|
| 1 | 共通 | 現在、「就学事務システム（就学援助）」（以下、本システムという。）を導入していないが、システムを導入しなければならないのか。 | システムの利用有無は、各自治体にてご判断いただくことが可能です。そのため、システム以外（Excel等）による管理を継続いただくことも可能です。なお、システムを利用する場合は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第8条第1項に基づき、標準準拠の本システムの利用が義務付けられますのでご注意ください。 |
| 2 | 共通 | 標準仕様書策定により、使用中のシステムの改修が必要になる等、何か影響があるのか。 | 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第8条第1項により、本システム等20業務の基幹業務システムは「標準化基準に適合するものでなければならない。」と義務化されています。政府としては、令和7年度末までに標準化基準に適合するシステム（標準準拠システム）への移行を目標としており、標準仕様書に基づいて、事業者が標準準拠システムの開発を行い、国が調達するガバメントクラウド上で提供される予定です。そのため、使用中の本システムも当該システムの更新時期等を勘案して、標準準拠システムへの移行が必要となります。 (参考) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化 デジタル庁 https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/ |
| 3 | 共通 | システム改修等に係る費用は支援されるのか。 | 令和2年度第3次補正予算において、令和7年度までの時限措置として、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設けて、準備経費やシステム移行経費について支援を行うこととしています。 |
| 4 | 共通 | 標準仕様書に掲載していない機能は原則実装できないこととなり、追加カスタマイズも不可とのことだが、自治体独自の施策は実施できなくなるのか。 | 各地方自治体で実施している独自事業等は、地域の実情に応じて住民サービス向上のため、地方自治体が創意工夫してサービスを実施しているものであることから、原則として標準化対象外としています。これら独自事業のために必要な機能については、標準準拠システムにおいてパラメータ処理で可能とすることや、標準準拠システムで実現することとし、標準準拠システムに対するカスタマイズを行わないように工夫する予定です。そのような工夫を行ってもなお、標準準拠システムに対して改変を行うことについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第8条第2項において、標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認められるときであって、互換性が損なわれない限りにおいては標準準拠システムの機能などに必要最小限度の改変や追加を行うことを可能とする規定を盛り込んでおり、可能としていますが、統一・標準化の趣旨から言えば、極力、それを避けるべきであると考えています。 なお、最新の方針はデジタル庁の公表する「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を参照ください。 |
| 5 | 機能要件 | 就学世帯情報の管理について、住民記録システム、学齢簿管理システムから取り込んだ情報を本システム内で管理（登録・修正・削除）する機能を定義すると、自治体として情報の二元管理になるのではないのか。 | 住民記録システム、学齢簿システムから日次で連携される情報は参照のみとし、審査に用いる就学世帯情報は、申請者から受け付けた申請情報を基に別途管理（登録・修正・削除）するため、情報の二元管理には該当しません。 運用手順は以下のとおりとなります。 ①住民記録システム、学齢簿システムから日次で最新の就学世帯情報を連携する。 ②申請を受け付け、申請情報（住所、申請理由、児童生徒情報、世帯員情報等）を登録する。 ③②について、①との差異を抽出し、申請情報に不備（申請書の記入ミス等）が認められた場合は、①の情報を②に反映する。なお、自動反映ではなく、反映する・しないを選択可能とする。 ④その他、審査に当たり住所や世帯員等の修正が必要な場合は、②で登録した情報を直接修正する。 |
| 6 | 機能要件 | 実装すべき機能として標準仕様書に記載されたものは、その機能や管理項目等が自治体の運用上不要な場合でも、標準化に当たり必ず利用しなければならないのか。 | 多くの自治体に有用と想定される機能を実装すべき機能として定義していますが、実装すべき機能の全てを利用しなければならないわけではありません。各機能や管理項目を利用するかは、自治体ごとに判断いただける想定です。 |

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|---|
| 7 | 機能要件 | 認定基準額の算定に用いる「生活保護に準ずる基準額」については、最新の生活保護基準単価を使用していない場合、自治体ごとに設定できるのか。また準要保護認定基準が改定された場合、生活保護に準ずる基準額についても自治体で変更ができるか。 | 生活保護に準ずる基準額については、年度ごとに任意の値を設定できるため、最新の生活保護基準単価を使用していない場合でも自治体ごとに設定可能となる予定です。そのため、準要保護認定基準が改定された場合でも自治体ごとに変更可能となります。また、生活保護基準が大幅に変更された場合は、標準仕様書の改訂により標準準拠システムも新たな基準に対応する想定です。 |
| 8 | 機能要件 | 認定に必要な情報取得のための他システム（生活保護システム、個人住民税システム、国民年金システム、国民健康保険システム、児童扶養手当システム、固定資産税システム）との連携機能については、コスト高抑制の観点からオプション機能で良いのではないか。 | 標準化対象の20業務システムとの必要な連携機能については実装すべき機能として定義します。（データ要件・連携要件はデジタル庁にて作成します。）データ要件・連携要件を定めることにより、他システムからも情報を円滑に取得する仕組みを構築することで、業務フロー全体のデジタル化・自動化を図り、ワンスオンリーでサービスが提供できる環境を整備します。 |
| 9 | 機能要件 | 支給情報等を他システム（給食費システム、学校徴収金システム、財務会計システム、医療機関情報管理システム）と連携できる必要があるのではないか。 | 標準化対象の20業務以外については、「標準化対象外の事務」となるため標準仕様書には定義されません。「標準化対象外の事務」については、標準準拠システムをカスタマイズしないよう、標準準拠システムとは別に、標準準拠システムとは疎結合した形で別に構築（アドオン）し、標準準拠システムとAPI連携等により連携することが考えられます。 |
| 10 | 機能要件 | 特別支援教育就学奨励費の認定情報（支給費目含む）を管理する機能、及び就学奨励と就学援助の併給確認を行う機能は、実装すべき機能とするべきではないか。 | 現時点において、本仕様書の対象業務は就学援助に係る業務であり、特別支援教育就学奨励に係る業務は標準化対象外としているため、本仕様書においては就学奨励に係る機能については定義を行いません。ただし、標準準拠システムとは異なるシステムとして、ベンダが就学奨励との併給機能等を実装し、自治体が利用すること自体は妨げられません。 |
| 11 | 機能要件 | 「7.共通」について、アクセスログ管理やヘルプ機能等、システム共通的な機能については、他の標準化対象の20業務とも整合を取りながら標準化する想定か。 | お見込みの通りです。「7.共通」については、本システムで独自に定義するのではなく、他システムと整合を図りながら標準仕様を策定しています。 |
| 12 | 機能要件 | マイナンバー情報の管理（参照・登録・修正・削除）機能及びマイナンバーを用いた他業務システムとの連携機能は、マイナンバーを使用する旨を条例に定めていない自治体もあるため、オプション機能とするべきではないか。 | マイナンバーの活用により、行政手続を行う際の添付書類の削減や複数行政機関にわたる手続きのワストップ化を実現でき、より効率的な住民サービスが提供可能です。多くの自治体に有用と想定される機能を実装すべき機能として定義していますが、実装すべき機能の全てを利用しなければならないわけではありません。各機能や管理項目を利用するかは、自治体ごとに判断いただける想定です。 |
| 13 | 帳票要件 | 分類1の帳票について、印字項目や文言等はベンダの判断で可変可能という認識で相違ないか。 | 分類1と定義している帳票は、自治体内部での事務に利用されることを前提とした帳票です。様式名と利用用途のみを定義しており、ベンダが本仕様書に基づいて、項目や文言等を自由に開発できる想定です。（外部への通知、データ提供等に該当せず、保持しているデータをアウトプットする帳票等に該当するため）ただし、標準準拠システムへのカスタマイズは不可となるため、ベンダが用意した帳票を活用いただくこととなります。 |
| 14 | 帳票要件 | 特別支援教育就学奨励費事務にも対応しているか。特別支援教育就学奨励費に関する帳票は特に定めないのでか。 例：「収入額・需要額調書」等 | No.10参照 |
| 15 | 帳票要件 | 統計帳票について、自治体で必要としている統計は出力されるのか懸念される。また、統計帳票は学用品費、医療費、給食費のみ帳票があるように思われるが、他の費目の統計帳票について取り扱いを教えてください。 | 統計帳票は自治体ごとに用途、集計項目等が異なることから、EUCでの対応を想定しています。なお、文部科学省指定様式に対応した統計帳票は帳票要件として定義しています。 |
| 16 | 帳票要件 | 帳票の文言を自由に設定できないか。 例：認定通知の【処分庁名（通知者名）】について、「市長」ではなく「教育委員会 教育長」を記載する等 | 印字項目は定義していますが、各項目で印字する内容はパラメータ設定により、各自治体で任意に決められる想定です。 また、諸元表にも記載のとおり、各自治体の運用を尊重し、文字数やフォントサイズは諸元表の定義から大きく乖離しなければ、ベンダの創意工夫の範囲内での微調整を許容しております。 |

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|---|
| 17 | 帳票要件 | 標準機能要件の1.2.4でエラーリストが定義されているが、帳票要件に含まれていない。ホワイトリスト方式上、帳票要件でも定義する必要があるのではないかな。 | エラーリストは機能要件で定義することで、システムから出力可能になる想定です。 |
| 18 | 帳票要件 | 標準帳票の中に、現行の運用上使用していない帳票がある場合、自治体判断で使用しないということも許容されるのか。 例：各種通知について、学校長向けのみ発行しており、保護者への通知は自治体からは行っていない。 例：医療券は3種類ではなく、1種類のみで運用したい。 | 各帳票について、自治体ごとに使用/不使用をご判断いただいて問題ありません。 |
| 19 | 帳票要件 | 申請書（新規・継続）を標準帳票として要件化できないか。 | 申請書は自治体により運用面の差が大きいこと、またシステム出力している自治体は少ないことから費用対効果を鑑み、標準帳票の対象には含めないこととしました。 一方で、対象者一覧をEUCで抽出し印刷対応（差し込み印刷や外部委託など）することで現行運用を維持することも可能です。 |
| 20 | 帳票要件 | 通知文の郵送時、割引制度を利用し「区内特別」で郵送する場面が多いと想定されるが、「区内特別」印字の有無を任意で選択できるよう要件化できないか。 | 自治体で「区内特別」等の印字をする場合は、以下のように想定しています。 ①通知を窓あき封筒で郵送する場合 ⇒「区内特別」を印字されたい場合、帳票でなく封筒への印字となることが想定されるため、各自治体にて封筒を準備する際に調整可能であると考えます。（※封筒への印字については帳票要件等の対象外です。） ②圧着はがきにて郵送する場合 ⇒圧着はがきの帳票レイアウトは帳票要件で定義されています。郵送関連の印を印字するためのエリアは確保されていますが、印字内容は標準仕様書の対象外と考えています。そのため、「区内特別」を印字されたい場合は、システム外で事前に「区内特別」等を印字した圧着はがきをご用意いただくことを想定しています。 |
| 21 | 帳票要件 | 保護者宛通知文について、学校を経由し送付している自治体があると思われるが、送付時の誤りを防ぐため、宛名欄に学校名と児童生徒名を任意で記載できないか。 | 就学援助制度として検討会でも協議した結果、各学校で児童生徒へ直接交付する場合、保護者へ確実に届かない可能性があることや、通知の性質上、児童生徒の心情に配慮する必要があることから、標準仕様では原則郵送による交付が望ましいと考えています。そのため、標準準拠システムでは宛名欄には学校名及び児童生徒名は記載しないこととしました。 |